

1 答申骨子（案）
2 JPドメイン名諮問委員会規則について
3

4 ▼背景
5

- 6 - JPドメイン名諮問委員会は、これまで59回の開催を重ねてきている。発足時に
7 制定した「JPドメイン名諮問委員会規則」の規定内容について、これまでの委員
8 会開催の経験も踏まえ、より効率的な委員会とするために、必要な見直しをすべ
9 きという旨の諮問があった。
- 10 - JPドメイン名諮問委員会規則は、第17条（規則の改定）第2項で「改定を行お
11 うとする場合、あらかじめ本委員会に諮問しなければならない」と規定している。
- 12 - 本委員会では上記の背景を踏まえ、この規定に基づき、「JPドメイン名諮問委員
13 会規則」の見直しに関して、以下の論点を中心に検討を行った。

14 ▼総論：「JPドメイン名諮問委員会規則」の見直しについて
15

- 16 - JPドメイン名諮問委員会規則（以下、規則とする。）は、大きな改定なく現在に
17 至っているが、実際の委員会の運営において設立当初と比べて実態が変化した面
18 がある。現状と照合し、必要な規則の見直しをすることが望ましい。
- 19 - また、現状と規則の照合だけでなく、より効率的な委員会とするため、必要な規
20 则の見直しをすることが望ましい。
- 21 - なお、本委員会は今回の諮問に対する答申の検討にあたり、本委員会の設置経緯
22 および設置目的についても確認を行った。確認を通じ、様々な分野から選出され
23 た委員が委員会で議論を行い、規則第1条（目的）で謳われている「JPドメイン
24 名登録管理業務の公平性および中立性の維持」が実現されてきたこと、また、諮
25 問に対して各委員の専門的知見による広範な議論を行い、JPRSのサービス実装の
26 助言となるべく答申を行ってきたこと、これらを改めて委員会として認識した。
27 今後もこの認識に沿った、委員会運営がなされることが望ましい。

28 ▼論点1：委員会の開催時期および「定例」と「臨時」の区分け
29

- 30 - 委員会の開催については、現行の規則第9条（開催）に「本委員会は、毎年2回、
31 2月と8月に定例委員会を開催する。また、必要に応じて臨時委員会を開催でき

40 る。」と規定がある。

- 41
- 42 - これまでの開催実績に鑑みると、JPRS からの諮問に対して議論・答申を行うために必要な検討スケジュールを考慮し、委員会を年 2 回以上開催してきている。また、2 月と 8 月の開催に拘らず、より多くの委員が出席可能であることを優先して開催日を決めてきた。このように、2 月と 8 月の開催に拘るべき特段の事由はなく、「定例委員会」と「臨時委員会」の区分けをすべき事由もない。これを踏まえ、規則も実態に合わせて修正すべきである。
- 43
- 44
- 45
- 46
- 47

48

49

50 ▼論点 2：テレビ会議や電話会議による委員会への出席

51

- 52 - テレビ会議システムや電話会議システム等による委員会への出席に関しては、現行の規則には規定がない。しかし、テレビ会議システムや電話会議システム等を導入した会議も一般的によく見られるため、より効率的な委員会となるかの観点で本委員会への導入に関して検討した。
- 53
- 54
- 55
- 56 - これまでの委員会は JPRS 東京本社の会議室または JPRS 東京本社近郊の会場にて開催され、対面で委員が集まり活発に議論がなされてきた。言語外も含めたコミュニケーションをとることができるという「対面での議論」が持つ価値は今後も最大限尊重した方がよい。
- 57
- 58
- 59
- 60
- 61 - 一方で、今後の委員会において、東京近郊以外を活動拠点とする方や出張が多い方に委員就任を要請する可能性も考慮すると、テレビ会議システムや電話会議システム等を導入することで、多様な方に委員に就任いただきやすい環境になり、また、より出席者の多い状況で議論できるようになる。
- 62
- 63
- 64
- 65
- 66 - したがって、「対面での議論」を原則としつつ、現地出席は難しいけれども遠隔ならば出席できる場合に例外的にテレビ会議システムや電話会議システム等を利用すべきである。このことは議論の質を保つつつ、より効率的な委員会とするという趣旨にかなうと考えられる。
- 67
- 68
- 69
- 70
- 71 - また、掘り下げた論点として、規則第 11 条（代理出席）への導入については、「テレビ会議や電話会議による出席」は委員本人が出席しやすくなるためのものであり、「テレビ会議や電話会議による代理出席」は趣旨と違うため、導入は適さない。また、規則第 12 条（委員以外の諮問委員会への出席）への導入については、必要があれば「テレビ会議や電話会議による出席」も含め対応いただくことはよいが、規則に定める類ではない。
- 72
- 73
- 74
- 75
- 76
- 77
- 78

79

80 ▼論点3：書面または電磁的方法（電子メール）による議決

81

82 - 委員会に出席して議決をする以外の方法、具体的には、書面または電磁的方法（電子メール）による議決については、現行の規則には規定がない。しかし、書面または電磁的方法（電子メール）による議決を定めた組織等の規則も一般的によく見られるため、より効率的な委員会となるかの観点で本委員会への導入に関して検討した。

87

88 - 書面または電磁的方法（電子メール）による議決を規定することで、対面で集まることなく委員会としての議決が可能となり、従来よりも柔軟かつ機動的に委員会としての意思決定ができるようになる。

91

92 - 一方で、本委員会の会議は「公開して行う」となっており、書面または電磁的方法（電子メール）による議決を規定した場合、委員会の公開の原則に抵触する可能性があるため、公開範囲および手続きの方法を慎重に検討する必要がある。また、書面または電磁的方法（電子メール）による議決を行う際の委員の本人認証の方法も検討する必要がある。

97

98 - 柔軟かつ機動的な委員会とする方法として、論点2の「テレビ会議や電話会議による委員会への出席」を導入し、対面以外の出席を可能とすることで、対応できると考えられる。現段階で、書面または電磁的方法（電子メール）による議決を導入すべきではない。

102

103

104 ▼論点4：委員長等の選任を行う委員会の開催時期

105

106 - 現在の規則 第7条（委員長・副委員長）第2項は、委員長・副委員長を選任する委員会の開催について、期中に新たに委嘱される委員がいることへの考慮が十分でなく、委員の任期開始後最初の委員会だけでなく、期中に委員の委嘱があった最初の委員会も含まれるように解釈できる内容となっている。

110

111 - 現状は、委員の委嘱は任期（2年）毎だけでなく、期中に新たに発生する場合もある。実態に合わせ、委員の任期開始後の最初の委員会にて委員長および副委員長を選任する形となるよう、規則を修正すべきである。ただし、委員長または副委員長が辞任した場合は、任期開始後の最初の委員会に限らず、選任するのがよい。

115

116

以上